

高齢者に関する町独自事業の一覧

財源	類型	事業内容	目的	条件	
介護保険料	任意事業	在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業	家族介護者の負担軽減	在宅の要介護高齢者を介護する家族に紙おむつ等を給付することによって家族介護者の経済的負担の軽減を図る。	要介護1～5で寝たきりまたは常時失禁状態の人を在宅で介護する家族（本人・家族ともに所得税非課税世帯）
		家族介護慰労事業	家族介護者の負担軽減	在宅の要介護高齢者を介護する家族に10万円を支給することで、慰労を行う。	要介護4・5で過去1年間介護サービスの利用がない在宅高齢者を介護する家族（住民税非課税世帯）
		認知症高齢者等見守りQRコード活用事業	家族介護者の負担軽減	認知症により徘徊の恐れのある人にQRコードシールを配布することで、早期発見に繋げ、家族介護者の負担を軽減する事業	認知症により徘徊の恐れのある高齢者等
		認知症サポーター養成講座	地域での自立支援	認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする人を要請するため、希望に応じて講座を行う事業。	地域のグループ等
		成年後見制度利用支援事業	地域での自立支援	身寄りのない人等の成年後見の町長申立を行う事業。そのうち、生保等の特に低所得者については、後見人報酬の助成も行う。	（町長申立）本人・家族の申立が困難な人（報酬助成）生保等、特に低所得の人
		生活支援事業	介護給付費の適正化	1か月の通所サービスの利用回数が総合事業の半分に満たない場合に、置き換えることで、給付費等の適正化、利用者の負担軽減を図る。	要支援1・2、事業対象者で通所系サービスの利用がない人
		配食サービス事業	地域での自立支援	栄養改善が必要な人への配食サービスを実施し、配食にあわせて安否確認等も行う。	65歳以上の低栄養状態の人で、栄養改善の観点からサービスを利用することが適切であると町長が認めたもの
一般財源	地域福祉事業	生活管理指導員派遣事業（自立のヘルパー）	介護予防・重症化予防	社会適応が困難な高齢者に対して、生活管理指導員が訪問により日常生活に対する指導、支援を行う。	65歳以上の高齢者で要介護・要支援認定又は事業対象者の決定を受けていない人
		生活管理指導短期宿泊事業（自立のショート）	介護予防・重症化予防	社会適応が困難な高齢者に対して、短期宿泊中に集中して生活習慣の指導等を行う。	65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者で、要介護・要支援認定を受けていない人
		要介護者等施設入所支援事業	本人の負担軽減	入所待機中で入所までの間、ショートステイを利用する間の自費利用分を助成する。	要介護の住民税非課税世帯の人で、入所待機中で入所までの間、自費利用を挟み同一の事業所に連続してショートを利用している人
		閉じこもり予防事業（自立のデイ）	介護予防・重症化予防	閉じこもりがちな高齢者に通所による支援とともに積極的に社会交流するようになるためのきっかけ作りの場を提供する。	65歳以上の高齢者で要介護・要支援認定又は事業対象者の決定を受けていない人
		生活機能改善通所事業	介護予防・重症化予防	通所で生活機能の向上が特に見込まれる人に介護保険の上限を超えて通所サービスを行う。	要支援の人で通所リハ及び通所サービスを利用する人で、回数の追加が特に必要な人
		緊急通報体制整備事業	日常生活の支援	急病や災害等の緊急時において、ごく簡単な操作により緊急事態を通報する装置を利用することで緊急事態の迅速かつ適切な対応を図る。	65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者で、要介護・要支援又は事業対象者の人
		福祉用具購入事業	本人の負担軽減	福祉用具貸与より購入した方が利用者の負担軽減となる場合に購入費用の9割を助成することで、利用者の負担軽減、在宅生活を支援する事業	要介護・要支援で、生保を受給しておらず、負担割合が1割で、福祉用具貸与を利用していない人

一般財源	その他事業	老人日常生活用具給付事業	日常生活の支援	要介護高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	要介護で単身世帯の人（用品によって住民税非課税世帯等の追加条件あり）
		徘徊高齢者家族支援サービス事業	家族介護者の負担軽減	在宅の要介護高齢者を介護する家族に認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるGPS装置を活用して、その居場所を家族介護に伝え、事故の防止を図るなど安心して介護できる環境を整備する事業。	町内に住所を有する徘徊の見られる認知症の高齢者を在宅で介護している家族
		外出支援事業	日常生活の支援	加齢、障害等により肢体等に不自由のある者に対し、居宅等から医療機関や介護予防・生きがい活動支援事業を提供する施設に移送することにより在宅高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。	加齢、障害の身体的理由により一般の交通機関を利用することが困難な人で、次に該当する人。 ①常時寝たきりで、家族や親族による移送が困難な人 ②肢体等不自由で移送用車両が必要であり、家族等による移送が困難な人 ③その他町長が必要と認めた人
		高齢者居宅改修補助事業	日常生活の支援（低所得者対策）	自宅で暮らす要介護状態の人を対象に、介護保険での住宅改修では限度額を超えてしまう人に対して改修費の9割を補助。	障害サービスによる住宅改修を受けていない65歳以上の要介護・要支援の人及び同一世帯の家族で、生保世帯等の特に低所得の人
		介護職員初任者研修受講費用助成事業	介護人材の確保	介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級講座）の受講料の一部を助成する事業	町税に滞納がなく、他から補助金を受けていない町民
		福祉手当（要介護老人扶養手当）	家族介護者の負担軽減	寝たきり又は重度の認知症の高齢者を在宅で介護する人に手当を支給する事業	要介護認定の結果が次のいずれかに該当する人と生計を共にし、扶養する人 ・障害高齢者の日常生活自立度がB以上（意見書又は認定調査結果） ・認知性高齢者の日常生活自立度がIV以上（意見書又は認定調査結果）
		福祉乗車券助成事業	低所得者対策	低所得の高齢者に対し、バスやタクシーの利用券を交付する事業	70歳以上で住民税非課税世帯の人
		長寿記念品	高齢者の慰労	長寿の祝いとして、記念品等を贈呈する事業	90歳、95歳以上の人
		老人クラブ活動助成	地域での自立支援	地域の高齢者の健康づくりや介護予防活動、安全安心の住みよいまちづくりをめざすための活動等を推進及び活動を通して仲間づくりや生きがいづくりにつながるよう、各種活動への支援を行う。	老人クラブ
		なごみ学級	地域での自立支援	公民館等での講座等、高齢者が自ら実施する趣味、文化、健康に関する学習や、世代を超えた交流事業・仲間づくりの支援及び高齢者の豊かな知識・技能を地域社会に活かすため、指導者として学習に参加する機会の創出を図る事業	一般高齢者
独居高齢者防火指導訪問	地域での自立支援	年1回（10月～3月）、災害弱者に対する防火指導及び119番通報の要領の説明のため、個別訪問を行う事業	75歳以上の独居の人		
緊急時ヘルプキット交付事業	日常生活の支援	自宅での救急など、緊急時に発見者が連絡先等の確認ができ、適切な医療行為や安全が図られるよう「緊急時連絡表」「保管用ケース」「保管場所を示すマグネット式ステッカー」を交付する事業	65歳以上の要支援又は75歳以上で独居の人		